第百五十六条の次に次の八条を加える。

（子の引渡しの強制執行の申立書の記載事項及び添付書類）

第百五十七条　子の引渡しの強制執行（法第百七十四条第一項に規定する子の引渡しの強制執行をいう。以下同じ。）の申立書には、第二十一条第一号、第二号及び第五号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　子の氏名

二　法第百七十四条第一項第一号に掲げる方法による子の引渡しの強制執行を求めるときは、その理由及び子の住所

三　法第百七十四条第二項第二号又は第三号に該当することを理由として同条第一項第一号に掲げる方法による子の引渡しの強制執行を求めるときは、同条第二項第二号又は第三号に掲げる事由に該当する具体的な事実

2　前項の申立書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　執行力のある債務名義の正本

二　法第百七十四条第二項第一号に該当することを理由として同条第一項第一号に掲げる方法による子の引渡しの強制執行を求めるときは、法第百七十二条第一項の規定による決定の謄本及び当該決定の確定についての証明書

（引渡実施の申立書の記載事項及び添付書類）

第百五十八条　法第百七十五条第一項又は第二項に規定する子の監護を解くために必要な行為（以下「引渡実施」という。）を求める旨の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所、代理人の氏名及び住所並びに債権者の生年月日

二　債権者又はその代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）

三　子の氏名、生年月日、性別及び住所

四　債務者の住居その他債務者の占有する場所において引渡実施を求めるときは、当該場所

五　前号に規定する場所以外の場所において引渡実施を求めるときは、当該場所、当該場所の占有者の氏名又は名称及び当該場所において引渡実施を行うことを相当とする理由並びに法第百七十五条第三項の許可があるときは、その旨

六　法第百七十五条第六項の決定があるときは、その旨並びに同項の代理人の氏名及び生年月日

七　引渡実施を希望する期間

2　前項の申立書には、法第百七十四条第一項第一号の規定による決定の正本のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　債務者及び子の写真その他の執行官が引渡実施を行うべき場所においてこれらの者を識別することができる資料

二　債務者及び子の生活状況に関する資料

三　法第百七十五条第三項の許可があるときは、当該許可を受けたことを証する文書

四　法第百七十五条第六項の決定があるときは、当該決定の謄本

（法第百七十五条第一項に規定する場所以外の場所の占有者の同意に代わる許可の申立ての方式等）

第百五十九条　法第百七十五条第三項の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　子の住居及びその占有者の氏名又は名称

二　申立ての理由

2　第二十七条の二第二項の規定は、前項の書面について準用する。

（法第百七十五条第六項の申立ての方式等）

第百六十条　法第百七十五条第六項の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一　法第百七十五条第六項の代理人となるべき者の氏名及び住所

二　申立ての理由

2　第二十七条の二第二項の規定は、前項の書面について準用する。

（引渡実施に関する債権者等の協力等）

第百六十一条　執行官は、引渡実施を求める申立てをした債権者に対し、引渡実施を行うべき期日の前後を問わず、債務者及び子の生活状況、引渡実施を行うべき場所の状況並びに引渡実施の実現の見込みについての情報並びに債権者及び法第百七十五条第六項の代理人を識別することができる情報の提供その他の引渡実施に係る手続の円滑な進行のために必要な協力を求めることができる。

2　子の引渡しの申立てに係る事件の係属した裁判所又は子の引渡しの強制執行をした裁判所は、引渡実施に関し、執行官に対し、当該事件又は子の引渡しの強制執行に係る事件に関する情報の提供その他の必要な協力をすることができる。

3　子の引渡しの申立てに係る事件の係属した家庭裁判所又は高等裁判所は、前項の規定による協力をするに際し、必要があると認めるときは、人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第三十四条第一項若しくは第二項又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第五十八条第一項若しくは第二項（同法第九十三条第一項及び第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）の事実の調査をした家庭裁判所調査官及び同法第六十条第一項（同法第九十三条第一項及び第二百五十八条第一項において準用する場合を含む。）の診断をした裁判所技官に意見を述べさせることができる。

4　前二項の規定による協力に際して執行官が作成し、又は取得した書類については、その閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができない。

（引渡実施の終了の通知）

第百六十二条　引渡実施が終了したとき（執行官が次条の規定により引渡実施に係る事件を終了させた場合を除く。）は、執行官は、債務者（債務者の住居その他債務者が占有する場所以外の場所において引渡実施を行つたときは、債務者及び当該場所の占有者）に対し、その旨を通知しなければならない。

（引渡実施の目的を達することができない場合の引渡実施に係る事件の終了）

第百六十三条　次に掲げる場合において、引渡実施の目的を達することができないときは、執行官は、引渡実施に係る事件を終了させることができる。

一　引渡実施を行うべき場所において子に出会わないとき。

二　引渡実施を行うべき場所において子に出会つたにもかかわらず、子の監護を解くことができないとき。

三　債権者又はその代理人が法第百七十五条第九項の指示に従わないことその他の事情により、執行官が円滑に引渡実施を行うことができないおそれがあるとき。